横浜市内の障害児通所支援事業所 管理者様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

# 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての 横浜市内の放課後等デイサービス事業所等の対応について(その2)

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。 新型コロナウイルス感染症への対応について、令和2年2月 28 日に事務連絡を発出しましたが、問い合わせの多い事項について、横浜市内の扱いを以下の通り補足いたします。

## 1 事業所と契約を締結していない児童の受け入れについて

学校の臨時休業等により、これまで利用していなかった児童にサービスを提供する場合が 想定されます。そのような場合であっても、契約に関する事務は従前の通り事業所で定める 手順の通り行うこととしてください。

ただし、これにより新たに受け入れた児童の個別支援計画について、利用開始前に作成することは困難であることから、利用開始後できる限り速やかに作成することとします。

#### 2 延長支援加算の算定について

これまで延長支援加算を算定していなかった事業所において、学校の臨時休業等にあわせて、営業時間を8時間以上確保し、延長支援加算の対象となる時間の支援を行った場合には、本市への届出を事後的に行うことで、当該加算の算定を行うことを可とします。

この場合、3月 13 日までの加算の算定については、個別支援計画への記載は求めませんが、実績記録票に延長支援加算を算定する旨を記載し、保護者の確認を得ることとします。

## 3 「学校休業日」の扱いについて

横浜市立の学校で行っている緊急受入れにより学校に行った日に、サービスを提供した場合でも、基本報酬は学校休業日の扱いとしてください。

#### 4 定員超過減算の扱いについて

横浜市内の状況や、感染拡大の防止という目的を踏まえ、定員 10 名の事業所における定員を超えた受け入れについては、児童を安全に受け入れることができる範囲で行うことを前提に、原則として最大でも 15 名までとします。

なお、定員の 150%を超える受け入れを行った場合には、通常通り定員超過減算を適用することとします。

### 5 居宅等において、できる限りの支援の提供を行った場合の給付費について

令和2年2月28日に厚生労働省が発出した「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について(その3)」にある、「児童の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には(中略)、特例的に報酬の対象とする」という記載について、以下の場合に報酬の対象とすることとします。

#### 【報酬の対象とするための条件】

- ① 当該児童が新型コロナウイルス感染症の予防等のため、事業所を欠席していること
- ② 居宅への訪問、電話、ビデオ通話等により、児童の健康管理や相談支援を行うこと
- ③ 「通常のサービス利用とみなされること」及び、「利用者負担が発生すること」について、事前に保護者へ説明し、同意を得ること
- ④ 実績記録票に、「訪問(電話等)による支援であること」及び「支援を行った時間」を記載し、保護者の押印を得ること
- ⑤ 相談内容について記録すること

これについて、「○○分以上支援をしなければならない」といった制限は設けませんが、 通常の欠席連絡にとどまる場合には、欠席時対応加算での対応としてください。

また、この取り扱いにより請求の対象とすることに伴う支給日数の増は、原則として行いません。

#### 6 保育所等訪問支援の特例について

従前から保育所等訪問支援を実施していた児童について、<u>前月の利用回数を限度とし</u> て、居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合にも報酬算定できることとします。これについては、上記5の取り扱いの通りとします。(条件のうち、①については、「訪問先が休業していること」と読み替えます。)

問合せ先

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話: 0 4 5 - 6 7 1 - 4 2 7 9 FAX: 0 4 5 - 6 6 3 - 2 3 0 4